

令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和6年6月24日(月) 14:00~16:00

場所 横浜市役所 18階会議室(みなと6・7)

次 第

- 1 開会
- 2 委員紹介 【資料1】
- 3 会長及び職務代理者の選出(横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱)
【資料2】
- 4 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の体制について(都市整備局都市交通課)
【資料3】
- 5 協議事項
 - (1) 横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について 【資料4-1~2】
 - (2) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(11団体)
【資料5、資料6、資料7-1~11】
 - (3) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(4団体)
【資料8、資料9、資料10-1~4】
- 6 報告事項
 - (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告 【資料11】
 - (2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 【資料12】
 - (3) 横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について 【資料13】
 - (4) 令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 【資料14】

次回、令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和7年1月頃開催を予定しております。

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 委員名簿

【資料1】

任期: 令和6年4月1日から令和8年3月31日

	選出分野	団体等	氏名 (敬称略)
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	タカギ ミキ 高木 美岐
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 理事長	カドタニ マコト 門谷 真人
3		一般社団法人神奈川県タクシー協会 常任理事	フジイ カイチロウ 藤井 嘉一郎
4	住民又は旅客	青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」代表	ウメハラ コミコ 梅原 由美子
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会	ヤムラ マサヨシ 矢村 正義
6		横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	クマサカ ヤスシ 熊坂 康
7		公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会	シライシ ユキオ 白石 幸男
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	クラサワ マサエ 倉澤 政江
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	モリシタ フンショウ 森下 文章
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	ミズノ キヨシ 水野 潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	ハットリ カズヒロ 服部 一弘
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	ニシオ アツシ 西尾 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会	スズモト マサル 鈴木 勝
14		横浜市能見台地域ケアプラザ 看護師	ミヤコシ シホ 宮越 志保
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	スズキ チカコ 鈴木 智香子

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号（副市長決裁）

改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 79 条に基づく登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を経て行う福祉有償運送（以下「福祉有償移動サービス」という。）について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
- （2）NPO等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
- （3）NPO等が法第 79 条に基づく登録を申請する場合における旅客から収受する対価について
- （4）法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除について
- （5）その他会長が必要と認めることについて

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。

- （1）横浜市健康福祉局の職員
- （2）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は旅客
- （4）国土交通省地方運輸支局の職員
- （5）一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- （6）市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- （7）学識経験のある者
- （8）地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
- （9）市民活動支援団体に所属する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。

(1) 法第79条に基づく登録の申請が予定される時。

(2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。

なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第5条第3項に該当する委員を除く。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行い、協議を調えることができる。この場合においては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

い。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年11月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月29日から施行する。
- 2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成20年6月19日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- ・ 移動サービスに係る協議の場を運営しやすくする観点から、令和5年10月に道路運送法が改正（第51条の7、第51条の8関係）され、法令上、運営協議会が地域公共交通会議に統合されました。
- ・ 本市においても、福祉と交通の更なる連携強化をはかることを目的に、「横浜市福祉有償移動サービス運営協議会」を「横浜市地域公共交通活性化協議会（親会）」の部会に位置づけます。各部会で議論した内容は、親会で報告されることとなります。
- ・ なお今回の体制変更により、運営協議会の委員に変更はありません。

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の体制について

～R5年度

R6年度～

平成20年設置

横浜市交通政策推進協議会

都市整備局
が運営

- ・ 交通政策の理念と目標を共有
- ・ 交通施策のあり方・方向性の意見交換
- ・ 横浜都市交通計画の作成・実施

MM推進部会

モビリティマネジメント

地域交通部会

公共交通・福祉交通のあり方

バス交通部会

路線バスの維持・活性化に関する共有・意見交換

鉄道部会

鉄道事業者との調整・意見交換

協議の場を移行

地域
交通法

横浜市地域公共交通活性化協議会（親会）

- ・ 交通政策の理念と目標を共有
- ・ 交通施策のあり方・方向性の意見交換
- ・ 都市交通計画及び地域公共交通計画の作成・実施にかかる意見交換
→ 施策実施状況、指標モニタリング（R7年度～予定）

道路
運送法

地域公共交通会議

- ・ 地域交通の実務的内容の協議（運行計画案・運行実績等）
- ・ 連節バス導入に関する走行環境整備事業等

運賃協議会

バス交通部会

路線バスの維持・活性化に関する共有・意見交換

鉄道部会

鉄道事業者との調整・意見交換

部会

一体化

道路
運送法

福祉有償移動サービス運営協議会

- ・ 福祉有償運送の実務的内容の協議

平成19年設置

横浜市地域公共交通会議

都市整備局
が運営

- ・ 地域交通の実務的内容の協議（運行計画案、運行実績等）

令和3年設置

横浜市バスネットワーク会議

都市整備局
が運営

- ・ 連節バス導入に関する走行環境整備事業等

平成16年設置

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

健康福祉局
が運営

- ・ 福祉有償運送の実務的内容の協議

【資料 4-1】

1 改正の概要

現行の制度・運用に基づく内容を記載するため、横浜市福祉有償移動サービス運営指針の内容を一部変更します。

2 新旧対照表

旧	新
<p>7 使用車両</p> <p>(1) 車両の種類</p> <p>福祉有償移動サービスにあつては、次の設備を有する車両（乗車定員 11 人未満の自動車であつて、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）を使用するものとする。</p> <p>ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車</p> <p>イ 車椅子車：車椅子の利用者が車椅子のまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつてスロープ又はリフト付きの自動車</p> <p>ウ 兼用車：ストレッチャー及び車椅子の双方に対応した自動車</p> <p>エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車</p> <p>オ セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）</p>	<p>7 使用車両</p> <p>(1) 車両の種類</p> <p>福祉有償移動サービスにあつては、次の設備を有する車両（乗車定員 11 人未満の自動車であつて、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）を使用するものとする。</p> <p>ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車</p> <p>イ 車椅子車：車椅子の利用者が車椅子のまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつてスロープ又はリフト付きの自動車</p> <p>ウ 兼用車：ストレッチャー及び車椅子の双方に対応した自動車</p> <p>エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車</p> <p>オ セダン等 （貨物運送の用に供する自動車を除く。）</p>
<p>10 福祉有償移動サービスの対価</p> <p>福祉有償移動サービスの対価については、国通達に定める運送の対価（距離制、時間制、定額制運賃）と運送の対価以外の対価（迎車料、待機料、その他の料金）のともに実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とする。</p> <p>対価の算定方法については、合理的な方法により定められ、利用者にとつても明確であることを必要とする。</p>	<p>10 福祉有償移動サービスの対価</p> <p>福祉有償移動サービスの対価については、国通達に定める運送の対価（距離制、時間制、定額制運賃）と運送の対価以外の対価（迎車料、待機料、その他の料金）のともに実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とする。</p> <p>対価の算定方法については、合理的な方法により定められ、利用者にとつても明確であることを必要とする。</p>

(1) 運送の対価

距離制、時間制、定額制のいずれの方法も選択しうるが、それぞれ横浜市を交通圏域として設定されるタクシー料金の概ね2分の1の範囲内であること。

(2) 運送の対価以外の対価

ア 迎車料及び待機料については、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。

イ その他の料金（介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等）については、その金額が、提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。

ウ 団体の会費については、原則対価には含めないものとする。

(3) 対価の設定方法

運送の対価の算定にあたっては、走行メーターの設置による方式や、事前に発地から目的地までの距離について、市販の地図検索ソフト等の利用による距離を算出することや、実走時のトリップメーターにより算出するなど、明確かつ合理的な距離を提示して行うこと。

介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等については、事前にサービス内容、金額を利用者に説明するとともに、利用者にとって明確かつ合理的な内容でなければならない。

運送の対価がタクシー料金の概ね2分の1の範囲を超える場合には、実施主体は運送の対価の設定の理由、運送の対価が実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内となる根拠を示し、個別に横浜市運営協議会にお

(1) 運送の対価

距離制、時間制、定額制のいずれの方法も選択しうるが、それぞれ横浜市を交通圏域として設定されるタクシー料金の約8割であること。

(2) 運送の対価以外の対価

ア 迎車料及び待機料については、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。

イ その他の料金（介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等）については、その金額が、提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。

ウ 団体の会費については、原則対価には含めないものとする。

(3) 対価の設定方法

運送の対価の算定にあたっては、走行メーターの設置による方式や、事前に発地から目的地までの距離について、市販の地図検索ソフト等の利用による距離を算出することや、実走時のトリップメーターにより算出するなど、明確かつ合理的な距離を提示して行うこと。

介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等については、事前にサービス内容、金額を利用者に説明するとともに、利用者にとって明確かつ合理的な内容でなければならない。

運送の対価がタクシー料金の約8割を超える場合には、実施主体は運送の対価の設定の理由、運送の対価が実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内となる根拠を示し、個別に横浜市運営協議会において協議を行

<p>いて協議を行うものとする。</p> <p>(4) 複数乗車における対価</p> <p>複数乗車の対価については、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して<u>概ね2分の1の範囲内</u>であること。</p> <p>(5) 福祉有償移動サービスの対価の変更</p> <p>福祉有償移動サービスの対価の変更を行おうとする場合、実施主体は、横浜市運営協議会において協議を行う必要があるため、横浜市に対して料金の変更案を提出しなければならない。{横浜様式5及び別紙に定める書類}</p>	<p>うものとする。</p> <p>(4) 複数乗車における対価</p> <p>複数乗車の対価については、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して<u>約8割</u>であること。</p> <p>(5) 福祉有償移動サービスの対価の変更</p> <p>福祉有償移動サービスの対価の変更を行おうとする場合、実施主体は、横浜市運営協議会において協議を行う必要があるため、横浜市に対して料金の変更案を提出しなければならない。{横浜様式5及び別紙に定める書類}</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【資料 4-2】

横浜市福祉有償移動サービス運営指針

平成 16 年 11 月 29 日 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会
最近改正 令和 6 年 6 月 日 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

1 目的

本指針は、特定非営利活動法人等による有償のボランティア移動サービス（道路運送法施行規則第 51 条に規定する福祉有償運送、以下「福祉有償移動サービス」という。）に係る道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号）第 79 条による登録（以下「79 条登録」という。）に先立ち必要とされる、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「横浜市運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

2 実施主体

公共交通機関の利用による移動が困難な者を対象として、福祉有償移動サービスを実施しようとする団体（以下「実施主体」という。）は、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会・町内会等）のいずれかであることを条件とする。

79 条登録を受けたとみなされる実施主体においては、従前のおりとする。

3 横浜市と実施主体間での事前調整

実施主体は、登録申請に伴い提出すべき書類の一切を事前に用意し、横浜市運営協議会を主宰する横浜市に対して提出しなければならない。{横浜様式 1（更新登録申請の場合は横浜様式 2）及び別紙に定める様式等} また、事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を登録申請書に記載しなければならない。

運送の区域に横浜市を追加する場合の変更登録申請も同様とする。{横浜様式 3 及び別紙に定める様式等}

4 対象者

(1) 対象者の範囲

福祉有償移動サービスの対象者は、あらかじめ会員として登録された次に掲げる者及びその介助者・付添人、又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者であって、規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者

ニ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者

ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者

へ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト：平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 197 号）に 該当する者

ト その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害、難病（障害者総合支援法で定める疾病）、その他の障害（自閉症、学習障害などの発達障害等）を有する者

(2) 対象者の判断

前項ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに規定する対象者に福祉有償移動サービスを提供する場
合については、実施主体において、介護保険被保険者証又はその障害又は疾病を証す
る書類（愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳のほか、難病患者にあっては公費負担
助成決定通知等の写し、あるいは診断書等）を添付した会員名簿を用意するとともに、
横浜市が対象者の移動制約状況等を確認するものとする。

実施主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動上の制約状況、その他必要
な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

なお、実施主体は、横浜市及び横浜市運営協議会から会員登録簿の閲覧の要求があっ
た場合には、閲覧に応じなければならないものとする。

5 運送の区域

福祉有償移動サービスの発地又は着地のいずれかが横浜市内にあることを要するも
のとする。

なお、『自宅→市外病院 1 →市外病院 2 』、または『市外病院 1 →市外病院 2 →自宅』
といったサービスの場合は、一連のサービスとして計画されたものであれば実施可能と
する。

また、サービス全体が市外で提供されるものは、横浜市運営協議会の協議対象とはな
らない。別途当該市町村運営協議会に協議すべきものとなる。

6 複数乗車

福祉有償移動サービスは、透析患者の透析のための輸送、身体障害者、知的障害者、
精神障害者の施設送迎等であって横浜市運営協議会が必要と認めた場合には、1 回の運
行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。

7 使用車両

(1) 車両の種類

福祉有償移動サービスにあつては、次の設備を有する車両（乗車定員 11 人未満の自
動車であつて、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）
を使用するものとする。

ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車椅子車：車椅子の利用者が車椅子のまま車内に乗り込むことが可能な自動車で
あつてスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車：ストレッチャー及び車椅子の双方に対応した自動車

エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

オ セダン等 ~~（貨物運送の用に供する自動車を除く。）~~

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行
うものとする。

ア 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の

ない範囲であること。

イ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。

(2) 福祉車両の必要性の有無等

実施主体が、オに該当する車両のみで福祉有償移動サービスを行う場合においては、横浜市が利用者及び利用者に対応した福祉車両の必要性の有無等について確認を行い、横浜市運営協議会で報告を行う。

なお、上記については、メーカー装備を基本とし、各実施主体において同様の設備を独自に施している場合には、車検完了を条件に横浜市運営協議会の中で判断するものとする。

(3) 使用権原

使用する車両の使用権原（所有権、貸借権等の使用権）は、実施主体が有するものとする。

運転者として協力する者が自己の車両を持ち込み、福祉有償移動サービスの提供を行う場合は、その車両の使用について実施主体との間に使用貸借等の契約を交わし、その契約書を添付して協議を受けるものとする。

なお、当該契約には、福祉有償移動サービスの管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について実施主体が責任の一切を負うことが明確に記されている必要がある。

また、利用者に対しては、事故発生時及び苦情の対応に係る実施主体の責任者及び連絡先がわかるよう表示する必要がある。

(4) 使用権原を証する書類の保存

実施団体は、使用権原を証する書類として、下記の書類を整え、保存しなければならない。

ア 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧（参考様式第イ号）

イ 自動車検査証

ウ 福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書等

8 運転者

(1) 運転者の要件

運転者は、道路交通法に規定する第二種運転免許を取得している者、又は道路交通法に規定する第一種運転免許を取得しており、かつ、その効力が申請から過去2年間において停止されていない者であって、次に掲げるいずれかの要件を備えている者とする。

ア 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

イ アに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

（例：ケア輸送サービス従事者研修）

(2) セダン型車両を運転する場合の要件

福祉車両以外の自動車（セダン型車両）を使用して福祉有償移動サービスを行う場合、運転者は前項に規定する要件に加え、次に掲げる要件のいずれかを備える者又は同様の要件を備えた者が同乗しなければならない。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する介護福祉士の登録を受けていること。

イ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

ウ ア及びイに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること（例：ケア輸送サービス従事者研修）。

- (3) 運転免許の効力が停止されていないことを証する書類の提出
運転者は、運転記録証明書を実施主体に提出し、実施主体が協議の際に運転者名簿と合わせて横浜市に提出するものとする。
- (4) 受講修了を証明する書類の写しの提出
修了証等受講修了を証明する書類の写しを協議の際に提出するものとする。
なお、実施主体は、運転者氏名、住所、自動車免許の種別及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。
- (5) 運転者名簿の閲覧
実施主体は、横浜市及び横浜市運営協議会から運転者名簿の閲覧の要求があった場合には、閲覧に応じなければならないものとする。
- (6) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に当たっての書類提出
事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、(3)及び(4)に掲げる書類について、様式第5号に定める宣誓書をもって代えることができる。

9 損害賠償措置

- (1) 任意保険等への加入
福祉有償移動サービスに使用する車両全てに、以下の要件を全て満たす任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していなければならない。
 - ア 対人無制限及び対物 1,000 万円以上（免責額を除く。）であること。
 - イ 運転者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。
 - ウ 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと。
 - エ 賠償額に対する一定割合の負担額その他の負担額のないものであること。
- (2) 使用貸借契約書等による確認
運転者として協力する者の持ち込み車両については、加入する任意保険等が、福祉有償移動サービス提供時の事故等を補償措置の対象としない場合も想定されることから、実施主体に責任があることを踏まえ、確実にサービス提供時の補償が確保されていることが必要である。
実施主体は、使用貸借契約書等にて上記要件を確認するものとする。

10 福祉有償移動サービスの対価

福祉有償移動サービスの対価については、国通達に定める運送の対価（距離制、時間制、定額制運賃）と運送の対価以外の対価（迎車料、待機料、その他の料金）のともに実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とする。

対価の算定方法については、合理的な方法により定められ、利用者にとっても明確であることを必要とする。

- (1) 運送の対価
距離制、時間制、定額制のいずれの方法も選択しうるが、それぞれ横浜市を交通圏域として設定されるタクシー料金の約8割であること。
- (2) 運送の対価以外の対価
 - ア 迎車料及び待機料については、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内であること。
 - イ その他の料金（介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等）については、その金額が、提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス

等と比較し、高額でない認められる範囲内であること。

ウ 団体の会費については、原則対価には含めないものとする。

(3) 対価の設定方法

運送の対価の算定にあたっては、走行メーターの設置による方式や、事前に発地から目的地までの距離について、市販の地図検索ソフト等の利用による距離を算出することや、実走時のトリップメーターにより算出するなど、明確かつ合理的な距離を提示して行うこと。

介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等については、事前にサービス内容、金額を利用者に説明するとともに、利用者にとって明確かつ合理的な内容でなければならない。

運送の対価がタクシー料金の約8割を超える場合には、実施主体は運送の対価の設定の理由、運送の対価が実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内となる根拠を示し、個別に横浜市運営協議会において協議を行うものとする。

(4) 複数乗車における対価

複数乗車の対価については、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して約8割であること。

(5) 福祉有償移動サービスの対価の変更

福祉有償移動サービスの対価の変更を行おうとする場合、実施主体は、横浜市運営協議会において協議を行う必要があるため、横浜市に対して料金の変更案を提出しなければならない。{横浜様式5及び別紙に定める書類}

11 管理運営体制の確保について

実施主体においては、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため、以下の措置が取られていることを要するものとし、書面をもって横浜市運営協議会で確認を行う。

(1) 7に規定する福祉有償移動サービスに必要な自動車の保有がなされていること。

(2) 8に規定する運転者その他の乗務員の確保がなされていること。

(3) 運行管理責任者が選任されており、運行管理体制の整備がなされていること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、運上管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。

(4) 自動車を5台以上（持ち込み車両含む。）管理する事務所（以下、「特定事務所」という。）の場合、事務所ごとに次の要件のいずれかを満たす運行管理責任者が必要数選任されていること。

ア 運行管理者資格証の交付を受けた者

イ 自動車事故対策機構が実施する運行管理者基礎講習を受講した者

ウ 安全運転管理者等の要件を備える者

エ 国土交通大臣がイ又はウと同等以上の能力を有すると認める者

なお、アについては、車両数が39台までは1人、79台までは2人必要（以降40台ごとに1人必要）とし、イ～エについては、車両数が19台までは1人、39台までは2人必要（以降20台ごとに1人必要）とする。

また、特定事務所における運行管理の責任者は、国土交通大臣が定める講習（運行管理者講習（一般講習・旅客））を2年ごとに受講しなければならない。

- (5) 整備管理体制の整備がなされていること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする。
- (6) 事故が発生した場合の対応に係る責任者が選任されており、かつ、連絡体制の整備がなされていること。なお、運行に関する委託を行っている場合にあつては、委託先も含めた連絡体制の整備を求めるものとする。
- (7) 9に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置がなされていること。
- (8) 次の事項については、実施主体において実施するものとする。
- ア 運転者に対し、安全運転を行うことのできないおそれの有無を確認し、安全確保のための必要な指示を与えた記録を行い、保存すること。
 - イ 乗務記録を作成し、保存すること。
 - ウ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
 - エ 運転者証を作成し、併せて料金表（旅客から収受する対価）を旅客に見やすいように車内に掲示すること。
 - オ 事故及び苦情が発生した場合、その記録を行い、保存すること。
 - カ 福祉有償移動サービスを行う場合、車両に国通知で定める表示を行うこと。
 - キ 福祉有償移動サービスを行う場合、登録証の写しを車両に備え置くこと。
- (9) 変更登録の申請について
- 以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録の申請（様式第2-3号）及び別紙に定める書類を添付し、横浜市運営協議会を主宰する横浜市に対して提出しなければならない。
- ア 運送の区域の拡大又は変更
 - イ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更
 - ウ 旅客の範囲の変更（旅客の範囲の拡大）
- (10) 軽微な事項の変更の届出等
- 登録後、次の事項を変更したときは、30日以内に届け出るものとする。〔横浜様式6及び別紙に定める様式等〕
- ア 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - イ 運送の区域が減少する場合（横浜市での運送を廃止するが、県内の他市町村では引き続き運送を行う場合）
 - ウ 事務所の名称及び位置
 - エ 車両の増車、減車及び種類の変更を伴う車両の入替
 - オ 旅客の範囲（旅客の範囲の縮小）
 - カ 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所
 - キ 業務（神奈川県内全域）の廃止
- (11) 重大な事故及び苦情報告
- 人身事故（搭乗者を含む。）及び重大な物損事故並びに乗降介助中の事故（医療機関で受診を要したもの）については、実施主体責任者から、横浜市へ書面（横浜様式7）により、速やかに報告することとする。
- 利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び当該実施主体では対応困難なものについては、横浜市へ書面（横浜様式8）により、速やかに報告することとする。
- 横浜市が、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、実施主体の苦

情処理責任者に連絡するとともに、解決に向けての相談に応じることとする。

(12) 責任

事業実施上の諸課題等についての責任は実施主体が負うものとする。

(13) 登録後の指導

実施主体は、登録後、前年の4月1日から3月31日までの輸送実績、事故件数などを記載した輸送実績報告書（国「様式第6号」）を毎年5月31日までに、横浜市に書面で報告することとする。

運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を利用した事業の実施については、同じく前年の4月1日から3月31日までの輸送実績、事故件数などを記載した輸送実績報告書（国「様式第2-6号」）を毎年5月31日までに、横浜市に書面で報告することとする。

また、横浜市は実施主体に対して、横浜市運営協議会の協議を踏まえた指導・助言に基づいて、当該福祉有償移動サービスの運営改善を指導し、指導結果を横浜市運営協議会へ報告することとする。

12 欠格事由

79条登録の適用を受けようとする者は、次のとおり道路運送法第79条の4第1項から第4項の欠格事由に該当する者でないことを要する。

- (1) 申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。
- (2) 申請者が第79条の12の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が、発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で、当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。）であるとき。
- (3) 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前2号のいずれかに該当する者であるとき。
- (4) 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前3号のいずれかに該当する者であるとき。

13 協議が調った場合の書類交付

横浜市は、79条登録の申請（登録、更新、変更、対価の変更）について横浜市運営協議会の協議が調った場合には、当該実施主体に書類（国「様式第2-5号」）を交付するものとする。

なお、新規登録申請時に交付した書類（国「様式第2-5号」）については、有効期限を協議が整った日から2年間とする。ただし、最近改正日（令和6年1月22日）以前に協議が調っているものについては適用しない。

14 その他

会長は、横浜市運営協議会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第12条の規定に基づき、横浜市運営協議会に諮り変更を行うことができる。

【横浜市との事前調整に提出する書類】

書類名	新規登録申請	更新登録申請	変更登録申請 (区域の拡大) (旅客の範囲の拡大) (事業者協力型自家用有償旅客運送)
横浜市あて申請書	横浜様式1	横浜様式2	横浜様式3
登録申請書	様式第2-1号	様式第2-2号	様式第2-3号
定款の写し		○	
登記簿謄本		○	
法人概要		○	
役員名簿		○	
宣誓書		様式第3号	
利用料金一覧			書式例1
自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧			参考様式イ号
自動車検査証の写し		○	
使用貸借契約書(写) ※持込車両の変更の場合			書式例2
損害賠償保険の保険証券の写し又は宣誓書			様式第8号(宣誓書)
運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿			様式第4号
免許証(写)		○	
運転記録証明書		○	
国土交通大臣認定講習修了証等		○	
国土交通大臣認定講習修了証等(セダン型車両)		○	
運行管理の責任者 就任承諾書			様式第6号
運行管理者資格証等(5両以上の車両を配置する事務所)		○	
運行管理の体制等を記載した書類			様式第7号
「旅客の名簿」及び「身体状況等、態様ごとの会員数」			参考様式ハ号
その他		宣誓書 (神奈川様式第4号)	【区域の拡大の場合】 登録証(写) 様式第2-1号(写) 及び添付資料

- 福祉有償移動サービスの対価の変更に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式5)
 - 利用料金一覧 (書式例1)

【軽微な事項の変更等を行った際に提出する書類】

- 法人(事務所含む)の名称、住所、代表者の変更に必要な書類 ※変更した項目の該当する書類のみ提出
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 登録事項変更届出書 (様式第2-4号)
 - 宣誓書 (様式第3号)
 - 運行管理責任者就任承諾書 (様式第5号) ※事業所を新設する場合
 - 運行管理の体制等を記載した書類 (様式第6号) ※事業所を新設する場合
 - 運行管理者資格証等(5両以上の車両を配置する事務所)
- 車両の変更に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 登録事項変更届出書 (様式第2-4号)
 - 車検証(写)
 - 使用貸借契約書(写) (書式例2) ※新たに使用する車両のみ
 - 損害賠償保険の保険証券(写)又は宣誓書(様式第8号) ※持込車両の場合
 - 新たに使用する車両のみ
- 運送の区域の減少に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 登録事項変更届出書 (様式第2-4号)
 - 区域の減少を届け出た書類(廃止届)(写し)
- 運送しようとする旅客の範囲の減少に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 登録事項変更届出書 (様式第2-4号)
 - 運送しようとする旅客の名簿 (参考様式第八号)
- 廃止に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 業務の廃止届出書 (神奈川様式第2号)

	提出先	
	横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 横浜市(事務局)	神奈川運輸支局
変更に先立ち 調整・協議の必要な事項	●運送の区域の拡大 ●旅客の範囲の拡大 ●対価の変更 ●事業者協力型自家用有償旅客運送	●運送の区域の拡大 ●旅客の範囲の拡大 ●事業者協力型自家用有償旅客運送
変更後に報告が 必要な事項	●法人(事務所含む)名称、住所、代表者 ●車両の増車、減車 ●車両の種類の変更を伴う車両の入替 ●運送の区域の減少 ●旅客の範囲 ●業務の廃止	●法人(事務所含む)名称、住所、代表者 ●車両の増車、減車 ●車両の種類の変更を伴う車両の入替 ●運送の区域の減少 ●旅客の範囲 ●業務の廃止

※対価には、「運送の対価」のほか、迎車料、介助料等の「運送の対価以外の対価」を含む。

【資料5】

事務連絡
令和5年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価 の取扱いに係る考え方について

標記については、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）により取り扱っているところである。

今般、同通達の2.（3）①旅客から收受する対価の水準について改正を行い、「当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること」を対価設定の目安の基準として示したところである。

具体的な対価の目安設定における考え方を、下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の目安を算定するための経常費用の項目を以下のとおり示す。

- ① 人件費（運行管理及び整備管理を含む。）
- ② 燃料油脂費
 - イ 燃料費
 - ロ 油脂費
- ③ 車両修繕費（タイヤ・チューブ費を含む。）
- ④ 車両償却費（自動車リース費を含む。）
- ⑤ その他諸経費
 - イ 諸税（自動車税、自動車重量税、その他）
 - ロ 保険料（強制保険、その他）

2. 対価の目安の設定の考え方

対価の目安の設定の考え方については、以下のとおりとする。



- (1) 当該地域の直近のタクシーの距離制初乗り上限運賃を算出する際に使用した原価計算対象事業者の各経常費用項目の合計をもとに、その構成比を算出する。
- (2) 距離制初乗り上限運賃について、1キロメートル当たりの運賃に換算し、それを(1)で算出した構成比で割り付ける。
- (3) 割り付け後、上記1の経常費用項目の合計額を算出する。
- (4) 距離制運賃を定める場合には下記①、時間制運賃を定める場合には下記②の方法により、自家用有償旅客運送における初乗り運賃の対価の目安を定める。

① 距離制運賃を定める場合

上記(3)で算出した合計額を1キロメートルまでの初乗り運賃の対価の目安として定める（なお、1キロメートルは例示であり、これに限られるものではない。）。

例 1キロメートルまで●円。

② 時間制運賃を定める場合

当該地域の直近のタクシーの時間制初乗り上限運賃について、5分当たりの運賃額に換算し、それに上記(2)で換算した1キロメートル当たりの運賃に対する上記(3)で算出した合計額の割合（以下「運賃割合」という。）で乗じた金額を5分までの初乗り運賃の対価の目安として定める（なお、5分は例示であり、これに限られるものではない。）。

例 5分まで●円。

- (5) 加算運賃については、直近のタクシーの距離制運賃又は時間制運賃における加算運賃に、運賃割合を乗じた金額を加算運賃の対価の目安として定める（なお、1キロメートルや5分は例示であり、これに限られるものではない。）。

例 以降、1キロ毎に●円。

以降、5分毎に●円。

なお、自家用有償旅客運送における初乗り運賃の対価の目安に加えて、加算運賃の目安についても定めるなどして、適切な対価が設定されるよう留意されたい。加えて、いずれも対価の目安であるため、地域公共交通会議等においては目安に拘束されるものではないことに留意されたい。

「運送の対価」について

【資料 6】

タクシー運賃	<p>【距離制】 初乗り1.091kmまで 500円 (1km=458.29円) 239mごと 100円加算 (1km=418.41円)</p> <p>【時間制】 初乗り1時間まで 5,450円 30分ごと 2,460円</p>
(現行) 1/2の対価	<p>【距離制】 初乗り1kmまで 229円 初乗り2kmまでの場合 438円 (初乗り1km:229円+加算分:209円/km) 以降、1kmごとに209円加算</p> <p>【時間制】 初乗り1時間まで 2,725円 30分ごと 1,230円</p>
8割の対価	<p>【距離制】 初乗り1kmまで 366.632円 (端数切捨て:366円) (+137円) 初乗り2kmまで 701.36円(端数切捨て:701円) (+263円) (初乗り1kmまで:366.632円+加算分:334.728円/km)</p> <p>以降、1kmごとに334.728円加算 (+125円)</p>

【例】5km利用した運送した場合の「運送の対価」

タクシー運賃	2,130円 【458円(初乗り1.091kmまで500円:約458円/km)+ 1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】
8割の対価	1,702円【366円(初乗り1km:約366円)+1,336円(約334/km×4km)】
1/2の対価	1,065円【229円(初乗り1km:約229円)+836円(約209/km×4km)】

【資料7-1】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人ふれあいドリーム
変更事項	運送の対価
提出日	令和6年4月25日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで600円 以降、300円/km 加算される走行距離の端数については、四捨五入して計算します。	初乗り2kmまで440円 以降、210円/km 加算される走行距離の端数については、四捨五入して計算します。
運送の対価以外の対価	迎車料	1km未満 150円 1km～3km未満 300円 3km～5km未満 500円 5km以上 600円	
	待機料	300円/15分	
	介助料	(介護保険及び支援費制度が適用される場合) 法定の利用者負担割合分 (それ以外)600円/30分	
	添乗・付添料		
	その他	【歩行補助具及び車椅子積み降ろし作業料金】 歩行補助具 1台あたり300円(片道) 車椅子 1台あたり500円(片道) 【キャンセル料(当日キャンセル)】 出庫前 500円 出庫後 1,000円	

【資料7-2】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	NPO法人ぷろむなード
変更事項	運送の対価
提出日	令和6年4月23日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り1kmまで200円 以降、200円/km	初乗り5kmまで300円 以降、100円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	/	
	待機料	/	
	介助料	/	
	添乗・付添料	無料	200円/回
	その他	/	

【資料7-3】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	社会福祉法人たすけあい泉
変更事項	運送の対価
提出日	令和6年4月26日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り1kmまで300円 以降、270円/km	初乗り2kmまで1km毎に200円 2kmを超えた分は1kmごとに 180円加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	平日(月～金)9時～18時: 450円/15分 その他の時間帯: 550円/15分	
	介助料	平日(月～金)9時～18時: 1,200円 その他の時間帯: 1,500円 但し、障害福祉サービスをご利用の場合は、 サービス等の利用基準で算出します。	
	添乗・ 付添料	平日(月～金)9時～18時: 600円/15分 その他の時間帯: 750円/15分 但し、障害福祉サービスをご利用の場合は、 サービス等の利用基準で算出します。	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・リクライニング車椅子貸出使用料: 300円/1回 ・車椅子貸出使用料: 100円/1回 ・キャンセル料(車が出発してからのキャンセルの場合) 平日(月～金): 1,200円 土・日・祝日: 1,500円 	

【資料7-4】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	医療法人光陽会
変更事項	運送の対価
提出日	令和6年4月26日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで660円 以降、330円/km加算	初乗り2kmまで400円 以降、200円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	250円/15分	
	介助料	【介護保険等適用の場合】介護報酬利用者自己負担割合分 【実費の場合】1,000円/1送迎	
	添乗・付添料	1,500円/1名	
	その他	/	

【資料7-5】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人つむぎ会
変更事項	運送の対価・迎車料
提出日	令和6年4月24日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り1kmまで366円 以降、334円/km	初乗り2kmまで350円 以降、150円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	200円	150円
	待機料	300円/15分	
	介助料	500円/15分	
	添乗・付添料	500円/15分	
	その他	/	

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	社会福祉法人真愛
変更事項	運送の対価・迎車料
提出日	令和6年4月24日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで400円 以降、200円/km加算	初乗り1kmまで200円 以降、185円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	400円	300円
	待機料	350円/15分	
	介助料	①介護保険・障害福祉サービス制度適用の場合 法定の自己負担割合分 ②制度適用にならない自費の場合 700円/1回	
	添乗・付添料	①介護保険・障害福祉サービス制度適用の場合 法定の自己負担割合分 ②制度適用にならない自費の場合 700円/30分	
その他		/	

【資料7-7】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人せや
変更事項	運送の対価・その他(キャンセル料)
提出日	令和6年4月25日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで400円 以降、200円/km	初乗り2kmまで300円 以降、150円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	【車両保管場所から乗車地が5km未満の場合】300円 【車両保管場所から乗車地が5km以上の場合】500円	
	待機料	200円/15分	
	介助料	500円/片道	
	添乗・付添料	500円/30分	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子貸出料: 500円/1回 ・福祉車両(スロープ・電動ウインチ付き)設備利用料: 500円/片道 ・キャンセル料(当日出庫後): 700円/回 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子貸出料: 500円/1回 ・福祉車両(スロープ・電動ウインチ付き)設備利用料: 500円/片道

【資料7-8】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人たすけあいあさひ
変更事項	運送の対価・その他(キャンセル料)
提出日	令和6年4月22日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り1kmまで300円 以降、280円/km 出発地から15kmを超える場合は、16km目から1kmごとに50円加算	初乗り1kmまで200円 以降、180円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	230円	
	待機料	1,000円/60分 以降、500円/30分加算	
	介助料	(月～土 8:00～18:00) 1,500円 (それ以外) 1,800円 ※公的制度が利用できる場合は、定められた自己負担額	
	添乗・付添料		
	その他	キャンセル料 (予約時間の1時間前までに連絡がなく、利用者都合によりキャンセル場合) 1,200円	

【資料7-9】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人ライフサポート横浜
変更事項	運送の対価・迎車料・待機料
提出日	令和6年4月22日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り1kmまで330円 以降、330円/km加算	初乗り2kmまで400円 以降、180円/km加算
運送の対価以外の対価	迎車料	400円	300円
	待機料	400円/15分	350円/15分
	介助料	①介護保険又は障害福祉サービスを利用した場合は、 法で定められた自己負担額 ②上記以外の場合 平日：1,200円、土日祝日：1,550円	
	添乗・ 付添料	①介護保険又は障害福祉サービスを利用した場合は、 法で定められた自己負担額 ②上記以外の場合 1,250円/30分	
その他		電動ウインチ使用料：200円	

【資料7-10】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	神奈川高齢者生活協同組合
変更事項	その他(福祉車両設備利用料)
提出日	令和6年4月22日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		150円/km ※ 送迎距離20kmを超える片道送迎の場合は、 20kmを超えた部分の距離1kmにつき150円加算	
運送の対価以外の対価	迎車料	5km以下: 450円 5km以上10kmまで: 550円 10km以上: 650円	
	待機料	150円/10分	
	介助料	400円	
	添乗・付添料	/	
	その他	キャンセル料: 前日まで無料 当日500円 福祉車両設備利用料: 500円/回	キャンセル料: 前日まで無料 当日500円

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

更新登録申請有

法人名称	特定非営利活動法人港南たすけあい心
変更事項	付添料
提出日	令和6年5月17日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで400円 以降、200円/km加算	
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	300円/15分	
	介助料	【介護保険や障害福祉サービス等が適用の場合】 利用者の自己負担割合分 【それ以外の場合(自費)】 700円/1回	
	添乗・付添料	【介護保険や障害福祉サービス等が適用される場合】 利用者の自己負担割合分 【それ以外(自費)】 平日(9時～17時):500円/15分 平日(時間外)、土日祭日、年末年始、お盆休み:600円/15分	1,600円/時間
	その他	・当日キャンセル料(利用者の都合による場合):1,000円	

79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名	備考
8月	7日	特定非営利活動法人 港南たすけあい心	
	26日	特定非営利活動法人 歩	
9月	2日	特定非営利活動法人障害福祉支援もえぎ	
11月	6日	NPO法人みなみかぜ高津	更新申請：無
12月	26日	特定非営利活動法人すずらん	

令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス 更新登録申請団体一覧

【資料9】

		更新登録		
		1	2	
		料金変更申請有		
法人名称		特定非営利活動法人 港南たすけあい心	特定非営利活動法人歩	
介護保険法事業所指定		有	有	
障害者総合支援法事業所指定		有	有	
その他の運送区域		無	三浦市、横須賀市、葉山町、 逗子市、鎌倉市、相模原市、 厚木市、海老名市、座間市、 綾瀬市、愛川町	
使用車両数(台数)		2	14	
内訳	所有	1	6	
	持込み	1	8	
運転者(人)		5	16	
対象者(人)		34	79	
※旅客の範囲	イ	○	○	
	ロ	○	○	
	ハ	○	○	
	ニ	○	○	
	ホ	○	○	
	ヘ	○	○	
会費		入会金:1,000円 年会費:1,200円		
運送の対価		初乗り2kmまで400円 以降、200円/km加算	特大車1kmあたり150円、以降1kmごとに150円加算 特大車以外1kmあたり100円、以降1kmごとに100円加算 ※特大車とは乗車定員8人乗りリフト付または10人乗りリフト付福祉車両。特大車以外とはスローパー付車椅子移動車、他リフト付福祉車両またはセダン型車両	
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分		
対価(料金)	運送の対価以外の対価	迎車料	300円	300円
		待機料	300円/15分	300円/15分
		介助料	【介護保険や障害福祉サービス等利用時】 利用者の自己負担割合分 【その他】 700円/回	1人対応 1,080円 2人対応 2,160円 ※介助料割増料金 6時から8時及び18時から21時: 1.25割増 21時～翌朝6時及び日曜・祭日: 1.5割増
		添乗・付添料	【介護保険や障害福祉サービス等が適用される場合】 利用者の自己負担割合分 【それ以外(自費)】 平日(9時～17時):500円/15分 平日(時間外)、土日祭日、年末年始、お盆休み: 600円/15分	540円/15分(ヘルパーが付き添った場合) 1,080円/15分(看護師が付き添った場合)
		その他の料金	当日キャンセル(利用者都合による場合):1,000円	福祉車両(特大車福祉車両)設備利用料 500円 福祉車両(特大車福祉車両以外)設備利用料 300円 車いす利用料、540円 リクライニング車いす利用料 1,080円 ストレッチャー利用料 1,620円
標準的な利用による対価(料金)	【標準の利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)		
	【運送の対価】	1,000円【400円(初乗り2km)+600円(200円×3km)】	500円【100円/km×5km】	
	【参考:タクシー料金】	2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】		
	【運送の対価以外の対価】	迎車料:300円 介助料:700円	迎車料:300円 介助料:1,080円	
	【総合計】	2,000円	1,880円	

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

裏面あり

令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス 更新登録申請団体一覧

		更新登録	
		3	4
法人名称		特定非営利活動法人 障害福祉支援もえぎ	特定非営利活動法人すずらん
介護保険法事業所指定		無	有
障害者総合支援法事業所指定		有	有
その他の運送区域		無	無
使用車両数(台数)		4	9
内訳	所有	4	6
	持込み	0	3
運転者(人)		1	9
対象者(人)		2	56
※旅客の範囲	イ		○
	ロ		○
	ハ	○	○
	ニ		○
	ホ		
	ヘ		○
ト			
会費			
運送の対価		初乗り5kmまで100円 以降、50円/5km加算	5kmまで:1kmあたり100円 以降、300円/5km加算
【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分	
対価(料金)	運送の対価以外の対価	迎車料	300円
		待機料	300円/15分
		介助料	【介護保険適用の場合】 利用者の自己負担割合分 【その他】 1,000円/1回
		添乗・付添料	最初の60分 1,200円 以降、600円/30分加算
		その他の料金	
標準的な利用による対価(料金)	【標準的利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)	
	【運送の対価】	100円【初乗り5kmまで100円】	500円【100円/km×5km】
	【参考:タクシー料金】	2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】	
	【運送の対価以外の対価】	迎車料:無 介助料:無	迎車料:300円 介助料:1,000円
	【総合計】	100円	1,800円

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	特定非営利活動法人港南たすけあい心			料金変更申請有	
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
事業等	【法人代表者氏名】	宮古 縁		【法人所在地】	
	【法人設立年月日】	平成13年 2月 28日		横浜市港南区野庭町610番地	
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 本会は、自助と共同の精神に基づき、自らの生活技術や技能を發揮し役立てることによって、健全かつ多様な生活の実現と、たすけあいのネットワークのある地域社会の創出をめざし、核家族化、高齢化社会に対処するため、介護などに必要な諸技術を習得しつつ、地域のたすけあいの核として、不特定且つ多数の者の利益の増進に寄与する事を目的とする。 本会は、上記の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 本会は、上記の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 ①家事、介護、育児等に関する生活支援サービス ②介護保険法に基づく事業 ③介護保険法に基づく介護予防サービス事業 ④介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ⑤介護保険法に基づく第1号事業 ⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ⑧福祉移送サービス事業 ⑨その他、本会の目的を達成するために必要な事業				
事業所所在地	特定非営利活動法人港南たすけあい心 横浜市港南区野庭町610-2-202	介護保険法事業所指定	有	障害者総合支援法事業所指定	
運送の区域	横浜市				
使用車両 2台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	0台	設備内訳	0台	設備内訳
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	
	普通車両(セダン等)	1台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		済	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済	
運転者	一種免許所持者	5人	内、直近2年間免許停止処分者	0人	・認定講習 済 5人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 5人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者	0人	・セダン講習等 未 0人 登録時までに取得予定 0人
	合計	5人	内、直近2年間免許停止処分者	0人	

対象者	34人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 1人	要介護1 6人	要支援1 1人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 2人	要介護2 10人	要支援2 5人	人	内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 3人	要介護3 0人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 1人			要介護4 2人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 1人			要介護5 1人			その他 人	
		1級 1人							
		3人	0人	6人	19人	6人	0人	合計 34人	
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 <ホ:要支援認定者>変形性膝関節症、重症筋無力症、視野狭窄、認知症等により歩行困難 <ト:その他>現在は利用者なし。受入体制は整っている							
会費	入会金:1,000円、年会費:1,200円								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで400円、以降1kmごとに200円加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	300円				
		待機料		有	300円/15分				
		介助料		有	【介護保険や障害福祉サービス等が適用される場合】 利用者の自己負担割合分 【その他(自費)】700円/回				
添乗・付添料		提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	【介護保険や障害福祉サービス等が適用される場合】 利用者の自己負担割合分 【その他(自費)】 平日(9時~17時):500円/15分 平日(時間外)、土日祭日、年末年始、お盆休み:600円/15分					
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有	当日キャンセル(利用者都合による場合):1,000円					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	1,000円【400円(初乗り2km)+600円(200円×3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:700円							
	総合計	2,000円							
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に							<input type="checkbox"/> 非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当

法人名称	特定非営利活動法人歩		
法人種別	特定非営利活動法人		
	【法人代表者氏名】 飯島 徳貴	【法人所在地】 三浦市南下浦町上宮田898番地5	
	【法人設立年月日】 平成17年10月17日		
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、障害者や高齢者に対する福祉有償運送を中心とした福祉事業、障害者の日常生活及び社会生活の総合支援事業及び地域の子どもの保育事業を行い、利用者の日常生活の質が向上するよう努め、もって地域福祉の向上と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1) 福祉有償運送事業 (2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業 (5) 自家用自動車有償運送業 (6) 地域生活支援事業 (7) 児童福祉法に基づく児童居宅支援事業 (8) 地域の子どもの保育及び一時預かりなどによる保育所運営事業		
事業所所在地	【NPO法人歩 三浦】 三浦市南下浦町上宮田1387-2コスモ三浦海岸 【NPO法人歩 シーサイド】 横須賀市長沢1-6-33 【NPO法人歩 相模原】 愛甲郡愛川町中津300-1 A-201 【NPO法人歩 横浜】 横浜市鶴見区鶴見中央4丁目31番2号アイステージ 鶴見201号室	介護保険法事業所指定 有	障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市、三浦市、横須賀市、葉山町、逗子市、鎌倉市、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町		
使用車両 14台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	4台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 2台 ・兼用車 2台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	2台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 1台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	2台 → 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	6台 → 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	合計	14台	6台
運転者	一種免許所持者	2人 内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・認定講習 済 2人 登録時までに取得予定 0人 ・セダン講習等 済 2人 登録時までに取得予定 0人	
	二種免許所持者	14人 内、直近2年間免許停止処分者 1人 ・セダン講習等 済 14人 登録時までに取得予定 0人	
	合計	16人 内、直近2年間免許停止処分者 1人	

対象者	79人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 1人	要支援1 1人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 13人	要支援2 1人	人	内部障害 1人	
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 22人			知的障害(認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 14人			精神障害(認定者を除く) 人	
		2級 2人			要介護5 24人			その他 人	
		1級 人							
		2人	0人	0人	74人	2人	0人	合計 79人	
		旅客の範囲							
		<input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
		備考 <ロ:精神障害者><ハ:知的障害者> 現在は利用者なし。受入体制は整っている <ヘ:基本チェックリスト該当者>横浜市以外の運送の区域で旅客の範囲を登録。現在は利用者なし。受入体制は整っている。 <その他>車いす利用者(誤嚥性肺炎の既往歴あり)							
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準	対価					
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	特大大車1kmあたり150円、以降1kmごとに150円加算 特大大車以外1kmあたり100円、以降1kmごとに100円加算 ※特大大車とは乗車定員8人乗りリフト付または10人乗りリフト付福祉車両				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	300円				
		待機料		有	300円/15分				
		介助料		有	1人対応 1,080円 2人対応 2,160円 ※介助料割増料金 6時から8時、及び18時から21時 1.25割増 21時から翌朝6時、及び日曜・祭日 1.5割増				
添乗・付添料		提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	540円/15分(ヘルパーが付き添った場合) 1,080円/15分(看護師が付き添った場合)					
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有	福祉車両(特大大車福祉車両)設備利用料 500円 福祉車両(特大大車福祉車両以外)設備利用料 300円 車いす利用料 540円 リクライニング車いす利用料 1,080円 ストレッチャー利用料 1,620円					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	500円【100円×5km】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,080円							
	総合計	1,880円							
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に						<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当		

法人名称	特定非営利活動法人障害福祉支援もえぎ		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
	【法人代表者氏名】	山本 肇	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成26年 11月 21日	横浜市旭区今川町60-1
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 1 目的 この法人は、特別支援児童及び障害者に対して、放課後に安心して過ごせる場及び学習の場、福祉就労の場を提供し、基本的な生活習慣を身に着けることで、障害児者の健全な育成に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)子どもの健全育成を図る活動 (2)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 2 特定非営利活動に係る事業 (1)放課後等デイサービス事業 (2)児童発達支援事業 (3)日中一時支援事業 (4)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 (5)障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、移動サービス事業および相談支援事業 (6)福祉有償運送事業		
事業所所在地	鶴ヶ峰もえぎ 横浜市旭区今川町60-1	介護保険法事業所指定	無
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 4台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	0台	設備内訳
		→	・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
	普通車両(セダン等)	4台	任意保険等の確認
済		・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
		任意保険等の確認	
		・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	1人	内、直近2年間免許停止処分者
		0人	・認定講習 済 1人 ・セダン講習等 済 1人
			登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人 ・セダン講習等 未 0人
			登録時までに取得予定 0人
	合計	1人	内、直近2年間免許停止処分者 0人

対象者	2人	内訳								
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)		
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人		
		5級 人	2級 人	中度 1人	要介護2 人	要支援2 人		内部障害 人		
		4級 人	1級 人	重度 1人	要介護3 人			知的障害(認定者を除く) 人		
		3級 人			要介護4 人			精神障害(認定者を除く) 人		
		2級 人			要介護5 人			その他 人		
		1級 人								
		人	人	2人	人	人	人	合計 2人		
		旅客の範囲								
		イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者								
		ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者								
		○ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者								
		二 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者								
		ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者								
		ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者								
		ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
		備考								
会費										
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価					
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り5kmまで100円。以降、50円/5km加算					
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無					
		待機料			有					300円/15分
		介助料			無					
		添乗・付添料			無					
その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無								
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)								
	運送の対価	100円【初乗り5km】								
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】								
	運送の対価以外の対価	迎車料:無 介助料:無								
	総合計	100円								
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任		有		無					
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済		有		無					
	○ 整備管理責任者の選任		有		無					
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統		有		無					
	○ 事故発生時の連絡体制		有		無					
	○ 苦情対応の体制		有		無					
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に						非該当	該当		

法人名称	特定非営利活動法人すずらん		
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人		
	【法人代表者氏名】	上滝 智子	【法人所在地】
	【法人設立年月日】	平成24年9月6日	横浜市金沢区朝比奈町245番地サンハイツ金井A棟
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、金沢区内の高齢者や、金沢区内や近隣区の障がい児・者を中心とした地域住民を対象に、住み慣れた地域で安心して暮らせる事を目指し、地域住民の生活を総合的に支援する福祉サービス事業を行い、地域福祉の増進に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (2)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 (3)介護保険法に基づく介護予防サービス事業 (4)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 (5)介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 (6)介護保険法に基づく第1号事業 (7)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 (8)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業 (9)自家用自動車有償運送事業 (10)地域福祉に関する事業		
事業所所在地	※法人に同じ	介護保険法事業所指定	有
		障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市		
使用車両 9台	所有車両		持ち込み(貸借)車両
	福祉車両	4台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 4台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台	1台 → 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	済 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
	普通車両(セダン等)	2台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	2台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	8人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 済 8人 ・セダン講習等 済 8人 登録時までに取得予定 0人 登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	1人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 済 1人 登録時までに取得予定 0人
	合計	9人 内、直近2年間免許停止処分者 0人	

対象者	56人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 1人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 8人	要支援2 人	人	内部障害 1人
		4級 人	1級 2人	重度 22人	要介護3 8人			知的障害 (認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 人			精神障害 (認定者を除く) 人
		2級 人			要介護5 人			その他 人
		1級 14人						
		14人	3人	22人	16人	0人	0人	合計 56人
		旅客の範囲 <input type="radio"/> イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 <input type="radio"/> ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 <input type="radio"/> ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 <input type="radio"/> ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 <input type="radio"/> ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 <input type="radio"/> ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 <input type="radio"/> ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						
		備考 <ト(その他)>透析						
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	5kmまで: 1kmあたり100円、以降、300円/5km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	有	300円		
		待機料			有	200円/10分		
		介助料			有	【介護保険適用の場合】法定の利用者負担分 【実費の場合】1,000円/1回		
添乗・付添料		有			最初の60分1,200円、以降600円/30分加算			
	その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	500円【100円/km × 5km】						
	【参考: タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円: 約458円/km) + 1,672円(100円/239m: 約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料: 300円 介助料: 1,000円						
	総合計	1,800円						
運行管理体制	<input type="radio"/> 運行管理の責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 <input type="radio"/> 整備管理責任者の選任 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="radio"/> 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="radio"/> 事故発生時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="radio"/> 苦情対応の体制 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に						<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当	

令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
1	福祉クラブ生活協同組合	R6.2.15	車両の増車 車両の減車	【ららむーぶ港北】 車いす車 9台(-2台) セダン等 18台(+2台)	【ららむーぶ港北】 車いす車 11台 セダン等 16台
2	福祉クラブ生活協同組合	R6.2.15	車両の減車	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 8台(-1台)	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 9台
3	福祉クラブ生活協同組合	R6.2.15	事務所の住所の変更	【ららむーぶ戸塚】 横浜市戸塚区深谷町556-2	【ららむーぶ戸塚】 横浜市戸塚区矢部町270-5
4	特定非営利活動法人せや	R6.2.16	車両の増車	車いす車 1台 セダン等 16台(+3台)	車いす車 1台 セダン等 13台
5	一般社団法人煌	R6.2.16	車両の増車 車両の増車	セダン等 4台(+1台) (所有:2台、持込:2台)	セダン等 3台(所有:0台、持込:3台)
6	特定非営利活動法人鶴の仲間	R6.2.19	車両の増車	車いす車 2台 セダン等 9台(+2台)	車いす車 2台 セダン等 7台
7	特定非営利活動法人悠々いい旅	R6.2.20	廃止	廃止年月日:令和6年2月1日 【理由:人材確保が困難なため】	
8	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑	R6.3.4	車両の減車	車いす車 2台 セダン等 2台(-7台) 【理由:高齢化による運転者の減少】	車いす車 2台 セダン等 9台
9	特定非営利活動法人いっぱい障がい者地域生活サポート会	R6.3.4	車両の増車	セダン等 12台(+2台)	セダン等 10台
10	福祉クラブ生活協同組合	R6.3.4	事務所の住所の変更	横浜市金沢区釜利谷東3-9-16 目崎アパート202号室	横浜市金沢区釜利谷東2-10-5 パインクレスト1号館501号室
11	医療法人横浜博萌会	R6.3.11	車両の減車	寝台車 0台(-1台) 車いす車 4台(-1台) セダン等 0台(-2台) 【理由:事業縮小】	寝台車 1台 車いす車 5台 セダン等 2台
12	特定非営利活動法人アイ・介護サービス	R6.3.11	車両の減車	車いす車 3台 回転シート車 2台 セダン等 13台(-3台) 【理由:老朽化により廃車】	車いす車 3台 回転シート車 2台 セダン等 16台
13	特定非営利活動法人障害福祉支援もえぎ	R6.3.15	車両の減車	セダン等 7台(-2台) 【理由:車両故障により減車】	セダン等 9台
14	特定非営利活動法人移動サービスアクセス	R6.3.18	車両の増車	車いす車 1台 セダン等 10台(+1台)	車いす車 1台 セダン等 9台

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
15	特定非営利活動法人暮らしサポートの会福ちゃんパワー	R6.3.18	車両の減車	車いす車 5台(-1台) セダン等 5台 【理由:廃車のため】	車いす車 6台 セダン等 5台
16	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ オリーブ	R6.4.3	廃止	廃止年月日:令和6年3月31日 【廃止理由:法人解散】	
17	福祉クラブ生活協同組合	R6.4.16	車両の増車	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 18台(+1台)	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 17台
18	社会福祉法人訪問の家	R6.4.18	車両の減車	寝台車 0台(-1台) 車いす車 3台(-1台) 回転シート車 0台(-1台) セダン等 1台 【減車理由:対応スタッフ減少による事業縮小】	寝台車 1台 車いす車 4台 回転シート車 1台 セダン等 1台
19	特定非営利活動法人鶴の仲間	R6.4.20	車両の増車	車いす車 4台(+2台) セダン等 14台(+5台)	車いす車 2台 セダン等 9台
20	公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会	R6.4.30	車両の減車	セダン等 7台(-3台) 【減車理由:運転者の引退】	セダン等 10台
21	特定非営利活動法人移動サービスアクセス	R6.5.2	車両の増車 車両の減車	車いす車 0台(-1台) セダン等 12台(+2台) 【減車理由:車いす車については他団体に譲渡】	車いす車 1台 セダン等 10台
22	福祉クラブ生活協同組合	R5.5.7	車両の減車	【ららむーぶ港北】 車いす車 7台(-2台) セダン等 6台(-12台) 【減車理由:運転者の退職】	【ららむーぶ港北】 車いす車 9台 セダン等 18台
23	特定非営利活動法人障害福祉支援もえぎ	R6.5.9	車両の減車	セダン等 4台(-3台) 【減車理由:車両の故障および劣化による】	セダン等 7台
24	医療法人光陽会	R6.5.17	車両の増車	車いす車 3台(+1台)	車いす車 2台
25	福祉クラブ生活協同組合	R6.5.24	車両の減車	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 13台(-5台) 【減車理由:運転者の退職】	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 18台
26	NPO法人ふるむな一ど	R6.6.5	車両の減車 車両の増車	【令和5年4月30日変更】 車いす車 12台(-3台) 【減車理由:利用頻度の少ない持込車を抹消】 【令和6年3月1日変更】 車いす車 14台(+2台)	車いす車 15台 車いす車 12台

福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成 29 年 11 月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第 94 条 4 の規定に基づき安全確保の確認のため訪問を開始しました。令和 6 年 1 月から 5 月まで 10 団体を訪問しました。

今回は、令和 6 年 1 月から 5 月までの訪問結果をご報告させていただきます。

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 9 項目の視点から確認を行っています。

- ・今回は、令和 6 年度第 2 回運営協議会で、更新申請の対象事業所を中心に訪問しました。
- ・団体からの聞き取りでは、運転者の確保の難しさ等の話がありました。また運転者の育成に関する講習等の情報も教えてほしいという要望がありました。
- ・「1 名簿の管理」については、「名簿」と「身体状況等、態様ごとの会員数」と整合性がとれていない団体が 1 件、個人情報を含む書類をパスワードを設定せずにメールで送受信している団体が 1 件ありました。
- ・「2 車両」に係る確認項目では、変更届（車両の増減）の未提出が 1 件ありました。
- ・「3 安全な運転の確認」に係る確認項目では、誤った確認方法（自己申告）が 1 件、アルコール検知器での酒気帯びの確認が徹底されていない団体が 1 件ありました。
また車両を 5 両以上運用している事業所は資格・要件のある運行管理の責任者を配置させなければなりません。資格等のない運行管理の責任者を配置させていた件が 1 件ありました。この事業所に関しては、速やかに条件を満たす運行管理の責任者の配置を求めています。
- ・「4 乗務記録」に係る確認項目では、付添人の人数、利用時間の記載漏れが 1 件ありました。
- ・「5 運転者台帳」に係る確認事項では、運転者を辞めた日付・理由や健康状態の未記入が 2 件、作成なしが 2 件ありました。
- ・「8 表示・掲示の義務」に係る確認事項では、車内の表示の未整備が 5 件、車両側面に表示する文字のサイズが小さい団体が 1 件ありました。

【参考】確認事項

- 1 名簿の管理について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十九）
運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。
- 2 車両について（道路運送法：第七十九条の二三号）
登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の確認を行いました。
- 3 安全な運転の確認について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 1 号から 3 号）
安全な運送を行っていただくために、運送前に確認すべき事項が実施されているか確認を行いました。
- 4 乗務記録について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 4 号）
乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。
- 5 運転者台帳について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十三）
運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。

- 6 事故について (道路運送法：第七十九条の十、道路運送法施行規則：第五十一条の二十五 2号)
事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。
- 7 苦情について (道路運送法施行規則：第五十一条の三十)
利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。
- 8 表示・掲示の義務について
(道路運送法施行規則：第五十一条の二十七、第五十一条の二十八)
運送を行う際に運転者証の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。
- 9 料金表について (道路運送法：第七十九条の八、道路運送法施行規則：第五十一条の十四)
料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。

【資料13】

横浜市福祉有償移動サービス輸送等実績

	登録団体 (団体)	車両数 (両)		運送回数 (回)	1回あたり距離 (km/回)	利用者人数 (人)
		福祉車両	セダン等			
平成28年度	87	640		177,149	9.21	12,560
		267	373			
平成29年度	87	587		160,490	8.57	12,936
		254	333			
平成30年度	90	567		165,304	8.13	12,798
		254	313			
令和元年度	88	555		151,219	7.15	9,661
		242	313			
令和2年度	85	522		123,904	7.54	7,880
		226	296			
令和3年度	74	487		112,234	8.00	6,829
		192	295			
令和4年度	76	480		94,717	8.00	6,918
		185	295			
令和5年度	65	476		102,293	7.00	5,685
		175	301			

※年度末時点での数値を記載。

※登録団体数を除く数値については、各団体からの実績報告に基づく。

令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日 時	令和6年1月22日（月）14時00分～16時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと1・2・3）
出席者	門谷委員、井汲委員、梅原委員、熊坂委員、白石委員、服部委員、西尾委員、鈴木委員、靄山委員、内田委員、山野上委員、松澤様（平田委員代理）
欠席者	藤井委員、水野委員、高野委員
開催形態	公開（傍聴者2名）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について</p> <p>（2）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（1団体）</p> <p>（3）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（2団体）</p> <p>（4）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（16団体）</p> <p>（5）道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議（1団体）</p> <p>（6）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（4団体）</p> <p>6 報告事項</p> <p>（1）道路運送法第79条登録団体の変更報告</p> <p>（2）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について</p> <p>（3）横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について</p> <p>（4）事故報告（2団体）</p> <p>（5）令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録</p> <p>（6）横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について</p>
決定事項	<p>決定事項</p> <p>・協議事項(1)から(6)までについて協議が調った</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について</p> <p>（西尾会長）横浜市福祉有償移動サービス運営指針の内容を一部改定するということだが、これについて質問等あるか。</p> <p>（門谷委員）「2 実施主体」に加わる「労働者協同組合」について、個人タクシーの共同組合等も含まれるのか。また、新しく追加されるということは、このような団体から要望があるのか。</p> <p>（事務局）横浜市では「労働者協同組合」からの要望・申請等は受けていないが、道路運送法施行規則で定められている内容と整合性をとるため今回追加をした。</p> <p>（西尾会長）労働者協同組合法が制定され、「ワーカーズコレクティブ」が該当すると思うが、働き手が出資者になり、活動を担う団体の法人格が認められた。そこで「労働者協同組合」が加えられたということではない</p>

か。

(神奈川運輸支局) その通り。労働者協同組合法が令和4年10月1日施行され、労働者協同組合が設立可能となった。この組合については、持続可能で活力ある地域社会の実現を目的とした団体であり、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人であることから、自家用有償旅客運送のできる実施主体になった。福祉有償運送を実施することが可能になったため、この指針に追加記載される。

(西尾会長) 非営利団体が1つ認められるようになったということである。その他の意見がないようであれば、協議事項(1)については協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(2) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(1団体)

(西尾会長) 新規登録申請の団体について説明があったが、この内容についていかがか。特に意見等なければ、この1団体の新規登録については協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(3) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体)

(西尾会長) 2団体の変更登録申請の説明があったが、この内容についていかがか。特に意見等なければ、この2団体の変更登録申請については協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(4) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(16団体)

(西尾会長) 今回、16団体から運賃変更の申請があるが、うち1団体(資料6-1 特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会)には服部委員と山野上委員が所属している。運営協議会運営要綱の第6条第3項に「自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。」と定められている。2人については、退席いただくか、発言を控えていただくことになるが、いかがか。発言を控えていただく形で良いか。

(委員) 異議なし。

(西尾会長) まず初めに、資料6-1 特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の料金変の協議をお願いしたい。

(熊坂委員) 介助料・その他の項目で②複数対応の料金が削除になっているが、なぜ削除するのか理由が知りたい。①一人対応の部分で十分に対応できるから削除したのか。

(事務局) 運送回数が全体で月10回程度と聞いている。人材不足、人材確保も難しい状態であると聞いている。問い合わせがあり、対応できない場合は、他の事業者を紹介しているとも聞いた。それに伴い、複数人数での対応は難しいため、今回削除する。

- (白石委員) 複数介助の削除というのは、私たち障害者からすると反対です。
- (西尾会長) 意見ということでよろしいか。その他の意見や質問はあるか。今回の複数介助削除という件については、心配であるという意見があったということで団体に伝えていただき、運賃変更の協議については調ったということでよろしいか。
- (白石委員) 複数介助の削除は反対である。
- (内田委員) この団体については、人材が確保できないことから複数人での介助が利用できないため、この項目を削除するということである。複数人での介助が必要な方からの利用依頼があった場合は、他の事業者を紹介している。複数介助を断るために削除するというものではないと思う。事務局いかかが。
- (事務局) その通り。
- (西尾会長) 実際依頼の相談は多いが、実際は対応できない状況になっている。団体が、安全が確保できないと判断した場合は、他の介護タクシーや民間救急を紹介し、対応を依頼している。料金表に明記する事案に対応できず、他事業所に紹介しているという実態がある。この複数人での介助やそれに伴う交通費の項目の削除を含め、この料金変更申請について、協議を調えることはできないか。
- (白石委員) 利用実績がないという理由で、文言を削除するというのはいかがなものか。こういった内容が他の事業者へ波及するのが怖い。
- (西尾会長) では、複数介助の部分を残すことを条件であれば、この料金変更については協議を調えることができるのか。
- (白石委員) その通り。
- (梅原委員) 人員不足のため対応できないという理由である。この記載を残してしまうと、利用者は複数介助を利用できると思い連絡してしまいます。団体は、対応ができないという意味で、この項目を削除しよう判断したと考える。白石委員の気持ちは理解できる。利用者が連絡をしてみても、はじめて対応できないことを知るという状況を防ぐためには、削除した方が分かりやすいのではないか。
- (西尾委員) 現行の料金表では記載があるため、複数介助の対応を行って貰えると連絡をしてくる利用者もいる。しかしながら、実際は他の事業者を紹介しているという状況である。利用者に期待感を頂かせる状況にもなるので、料金表から削除することで、利用者にも説明しやすく、わかりやすいのではないかという意見であった。
- (白石委員) 出来ないからと言って削除するのはおかしいと思う。
- (西尾会長) 介助料の「②複数人での対応の場合」の項目の削除については、協議を調えることができないという意見があった。
- (鈴木委員) ケアマネージャーとして、利用者に介護タクシーの紹介を行うことが多いが、やはり2人介助の難しい事業者はいる。私たちが第一に考えるのは、利用者の安全であるため、出来ないことを謳っているよりは、出来ることのみを記載している方が紹介しやすい。介護業界も人材は不足している。人材の育成等は喫緊の問題である。この件に関していえば、安全のために、他の事業所を紹介する姿勢も窺える。削除

する形でも良いと思う。

(西尾会長) 団体として対応が難しいことを料金表に記載するよりは、安全運行のためにも記載しないほうが良いのではないかという意見であった。

(白石委員) 私は障害者の立場で言っている。それは許すことができない。

(西尾会長) 介助料の「②複数人での対応の場合」の項目の削除以外の変更点については、協議が調ったということで良いか。「②複数人での対応の場合」の項目については協議が調わなかったため、今回は条件付きで協議を調える形で良いか。横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第6条第3項に、「会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。なお、協議が調わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」と記載があるので、可否の議決とすることによろしいか。それでは、この資料6-1 特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の料金変更について、合意をされる方については挙手をお願いしたい(10名)では、合意できないという方は挙手をお願いします(1名)棄権される方が1名ということで、賛成が過半数ということで、この件については協議が調ったという形にしたい。引き続き、資料6-2~16までの協議を行いたい。それぞれの料金変更協議について、ご意見・ご質問等はあるか。

(井汲委員) 多くの団体が、料金変更の申請をしているが、この理由としては、物価やガソリン代等の高騰や、人件費があがったことなのか。値上がりの理由を聞かれたときに、説明できるよう質問した。

(西尾会長) そういう背景やタクシー運賃の改定もあった。運送の対価の基準としては、タクシー運賃の上限の1/2の範囲となっている。タクシー運賃の改定に伴い、福祉有償運送における運送の対価の変更や物価や人件費の上昇に伴い検討されていると思う。

(井汲委員) それぞれの事業所で、時間の単位等が異なっているので比較しづらい。

(西尾会長) 運送の対価以外の対価については、それぞれの基準が作られているのか。

(事務局) 運送の対価については、概ね1/2の範囲と決められているが、他の対価については、それぞれの事業所の体制や運用があるため、一律の基準を設けていない。事業所も料金設定について、利用者の負担等も考え、苦慮していると感じている。そのため、団体が運用しやすい形での申請になっている。

(門谷委員) 運送の対価の概ね1/2という金額は438円になると思うが、資料6-7、6-8については、1/2の範囲を超えている。資料6-8 特定非営利活動法人ふれあいドリームについては、初乗り2kmまでの料金が370円から440円、加算部分に関しても150円/kmから210円/kmと大幅な値上げに思う。1/2の範囲と考えると、初乗り2kmで430円、加算は200円/kmにすることはできないのか。

(事務局) 受付時には、「概ね」の程度の範囲内ということ受付けた。利用者の運送距離の実態等も確認を行った。団体には、そのようなご意見があ

ったということを伝えていく。

(門谷委員) 変更するよう交渉はできないものか。

(熊坂委員) 利用者の立場からすると、なぜこんなに値上がりするのかと思う。事前資料を見たときから、団体の経営状態はどうなのかと疑問に思った。新しい料金内容では、断る利用者もいるのではないか。利用者としては、サービスが良く、料金が安い方が事業者を探しながら、利用者同士情報交換をしている。この変更理由を知りたい。運営が厳しいという理由だけでは納得できない。

(山野上委員) 福祉有償運送の前のたすけあい送迎が始まったころは、隣近所の困っている人を無料で助けていた。利用者が気を遣うからという理由で会費制になった。会費制で1回いくらとすると、今度は道路運送法で違反だといわれた。このような背景があり、この福祉有償運送がうまく、その時はすばらしい1歩だと思った。助けあい広がったことで、福祉有償運送に依頼される方が重度化している。昔は、今でいう地域の介護予防や地域のケアプラザのお食事会の送迎のような感じで運送をしていたが、現在は福祉有償運送だと成り立たないため、登録許可に不要な運送、年会費の中で運用する形が増えている。利用者が重度化しているので、十分に対応できる人が対応していかなければならない。地域が離れてきているのも理由に挙げられる。特定非営利活動法人ふれあいドリームは高齢化している住宅地で、ドライバーが迎えに行くのも離れているため大変である。担い手に少しでも還元するために、地域の事情を含めて検討した料金内容であると思う。今まで特定非営利活動法人ふれあいドリームは、安い料金で続けてきたので、地域の事情等も加味して考えられたら良いと思う。他の福祉サービスについては物価高騰の補助金が出ているが、福祉有償運送については、正規の福祉サービスではないので、補助金等がない中で続けていくということも現状も理解しながら考えられたら良いと思う。

(西尾会長) 運送の対価以外の対価の基準の設定をどうするかという点、以前の料金よりかなり値上がりをしている点にいかがかという意見があった。また運行されている団体の思いや必要性、団体として厳しい状況の中で運行しているという意見もあった。全体を通した変更の中には、厳密に言えば、タクシー運賃の概ね1/2の範囲をやや超える設定(例:初乗り2kmまで438円が440円、加算距離が209円のところ210円)もあるが、国の通知では「概ね1/2の範囲であること」と「協議会等で1/2の範囲を超える対価を設定することも可能である」とある。今回の金額が、「概ね」を超える金額であろうと考え、協議依頼に上がっていると思う。今、ご意見があった団体のほかにも1/2の範囲を上回っている団体がいくつかあるが、概ね1/2程度と理解できるのではないか。福祉有償の実施団体が非営利であること、福祉有償運送で利益を求めているということも団体の性質上ないと理解している。

(事務局) 補足したい点がある。長距離の送迎の場合、ご指摘のとおり1/2の金額との乖離が見られるが、利用実態を確認した際、2km前後の送迎がほとんどであるということだった。事務局も厳密に計算すると1/2を超え

ていることを懸念し、受付時に団体には伝え、詳細な理由をヒアリングした。短距離送迎がほとんどという利用実態を考えると概ね1/2の範囲内で説明できると考えた。

(西尾会長) 一部、1/2の金額を上回っている団体はあるが、短距離の送迎が多い実態を考慮すると、この対価の取扱いの内容に合っているのではないか。どうしても必要な費用を賄うために、やむを得ず料金変更申請したのではないか。また、438円と団体が申請すると、日々のやり取りが煩雑になってしまうのも理由の一つではないかと思う。この15団体の料金変更については、協議が調ったものとして良いか。

(委員) 異議なし。

(西尾会長) 意見が出た団体については、事務局から団体に伝えてほしい。

(事務局) 承知した。

(5) 道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議(1団体)

(西尾会長) この複数乗車の必要性について、質問や意見等あるか。この協議依頼書を見ると、公共交通機関が事故等で利用できない際に振替の移動手段として、複数乗車で福祉有償運送を利用するということで良いか。レアケースな感じがする。日常的な送迎ではないという理解でよろしいか。日常的な利用でも問題ない感じがした。

(事務局) 申請時には、協議依頼書の内容で聞いている。

(西尾会長) 複数乗車の必要性については、国の通知等も資料の中に参考として入っている。内容についても、合致していると思う。特にご意見等なければ、社会福祉法人湧翠会の複数乗車の必要性の協議については、協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(6) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(4団体)

(西尾会長) 更新登録申請の4団体について、質問等なにかあるか。質問等がないようならば、協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

6 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告

(西尾会長) 21団体からの軽微な変更届についての報告があった。質問等何かあるか。

(委員) 特になし。

(2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(西尾会長) 14団体を訪問し、安全確保の確認を行った結果の報告であったが、質問等あるか。

(委員) 特になし。

(3) 横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について

(西尾会長) 昨年12月に実施団体の担当者研修を実施し、そこで挙げた課題等の報告であった。質問等あるか。

(鈴木委員) 課題として「担い手の確保」「ドライバーの高齢化」とあり、なかなか新しい方が増えていくというのは難しい状況だと思うが、課題に対して横浜市として何か手立て等を検討しているのか。

(事務局) 福祉有償として直接ではないが、地域公共交通を考えている都市整備局の方で「横浜市地域支え合いドライバー支援講習」を港北区で実施した。その講習に参加し、どのようなことが地域交通の中で課題なのかということを確認した。今後、どのようなことができるか検討していきたい。

(西尾会長) 協議の中でも多くの意見をいただいている。また団体が直面している大きな課題でもあると思う。自由記載の中に「実施団体が元気になる研修(外から評価・必要性を改めて実感できるような時間)」とある。運営協議会では安全運行や必要な基準については厳しく議論しているが、プラスの評価ができると良いと思う。厳しい課題が多く、運行団体が減少している傾向でもあるが、全体に必要な移動を支えるような仕組みづくりの検討が必要であり、委員の皆様の協力が必要であると感じた。その他よろしいか。

(委員) 特になし。

(4) 事故報告(2団体)

(西尾会長) 2団体からの事故の報告であった。報告の中にもあったが、事故が発生した後に、安全確保の確認の訪問や更新のためのヒアリングと報告する機会があったにもかかわらず報告を怠ったというのは問題である。引き続き、事務局には再発防止等の指導をお願いしたい。質問等何かあるか。

(委員) 特になし。

(5) 令和5年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

(西尾会長) 前回の運営協議会議事録については、確認事項であった資料も含めて掲載している。議事録について質問等あるか。

(委員) 特になし。

(6) 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会委員推薦依頼について

(西尾会長) それぞれの選出団体の方に委員の推薦依頼がされるようお願いしたい。以上で予定の協議・報告事項はすべてであるが、ご意見や情報提供等あるか。

(事務局) 机上に配布させていただいたUDタクシー乗車体験会について説明させ

ていただく。UDタクシーをタクシー事業者が購入する際に、購入補助を横浜市の事業として行っている。UDタクシーは、車いすのまま乗ることができるものでありながら、大型の車いすや医ケアが必要とするストレッチャー型の車いすを利用している方にとっては難しい場合があるという声も多く聞かれる。そのような中で、タクシー事業者と協力をしあいながら、実際に利用者の使用している車いすでの利用や知的の障害がある方の乗車、精神の状況が不安定な方が利用する際の際の要配慮事項を含め、タクシー事業者と一緒に体験会を行うことで課題や要望を共有することができればと思い企画した。ご興味がある方がいたら、案内していただければ有難い

(終了)